

厚生労働省委託事業

「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(ハイヤー・タクシー事業者調査) ご協力をお願い

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は長時間労働の実態にあり、今般、過労死の発生を防止する観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)」の見直しに向けた検討を行うことになりました。
- ・ この調査結果は、見直しに向けた議論の資料 (※) となりますので、ご多用の折に恐れ入りますが、この調査にご回答いただけますようお願いいたします。  
(※) 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会 (以下、「専門委員会」という) の資料
- ・ なお、この調査は、専門委員会の議論を踏まえつつ、すべての都道府県から無作為に選定したハイヤー・タクシー事業者を対象に、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施致します。
- ・ ご回答内容は、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはございません。企業名やご回答者様が特定される形で公表されることもございませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。また、ご回答内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理致します。

本調査にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 回答にあたって

(1) 調査概要及び実施方法

- ・ 本調査は営業所を単位として行っており、企業の中に複数の営業所がある場合には、車両数の最も多い営業所を対象にしています。すべての質問に対して、「営業所」における実態について記入してください。
- ・ 調査票は、運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者等、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方 (以下「労務担当者等」という) が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。なお、このページは切り離さずにそのまま返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID : XXXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

(2) 提出期限

2020年11月30日(月)

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

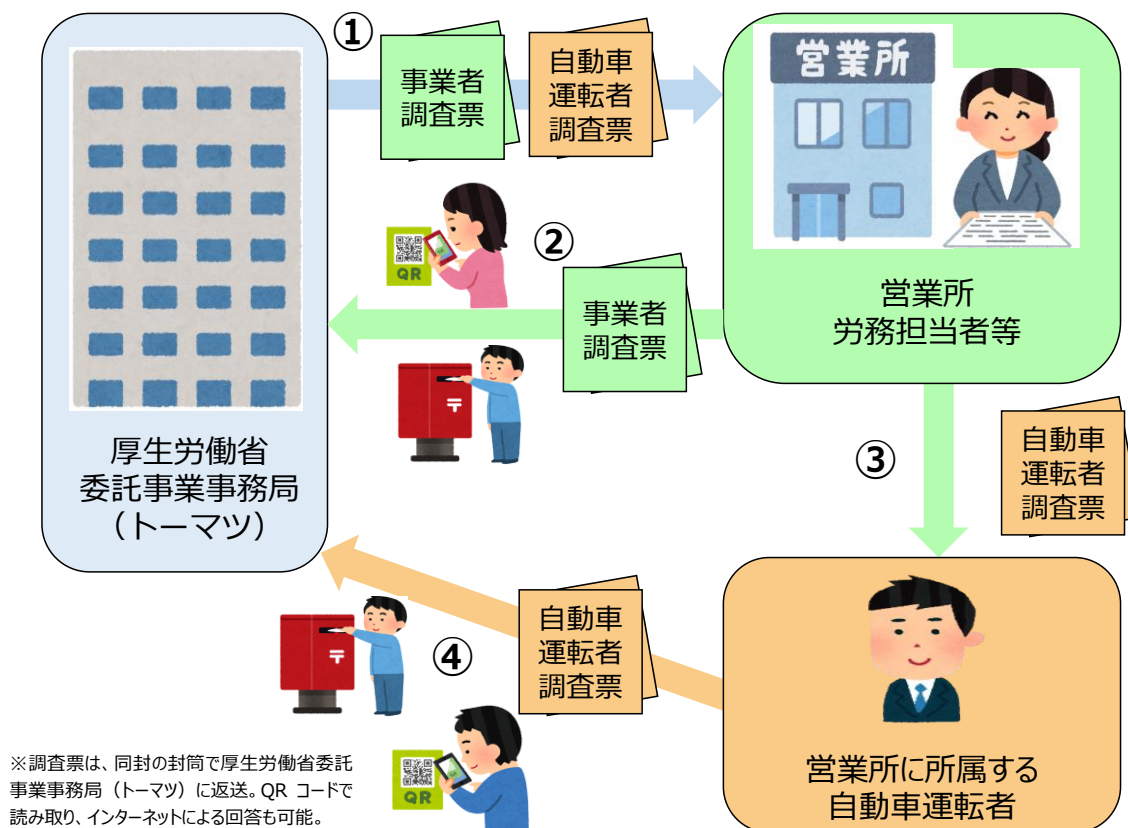
電話 : ●●●●●● (平日 : 10時~17時)

Eメール : ●●●●●●@tohmatu.co.jp

### (3) 添付資料について

- 調査票をご提出いただく際には、貴営業所における労働基準法第36条に基づく、直近の労使協定（36協定）と就業規則（労働時間に係る箇所のみ）の写しを同封してください。なお、QRコードでご回答いただく場合には、別途、36協定や就業規則の写しを送付してください。

### (4) 調査の流れについて



- 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、営業所の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付します。※「自動車運転者調査票」は返信用封筒とともに一人分ずつ封入しています。

#### 【事業者が行うこと】

- 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。
- 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼してください。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【留意事項】

- 「自動車運転者調査票」は、貴営業所に所属する次の自動車運転者（最大20名）にお渡しください。なお、定数に満たない場合は、貴営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡しください。

2019年の10月（通常期）において「1ヶ月の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者10名」と  
2019年の12月（繁忙期）において「1ヶ月の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者10名」に  
該当する自動車運転者※

※ 通常期、繁忙期の考え方については、下記（5）をご参照の上、貴営業所で決定してください。

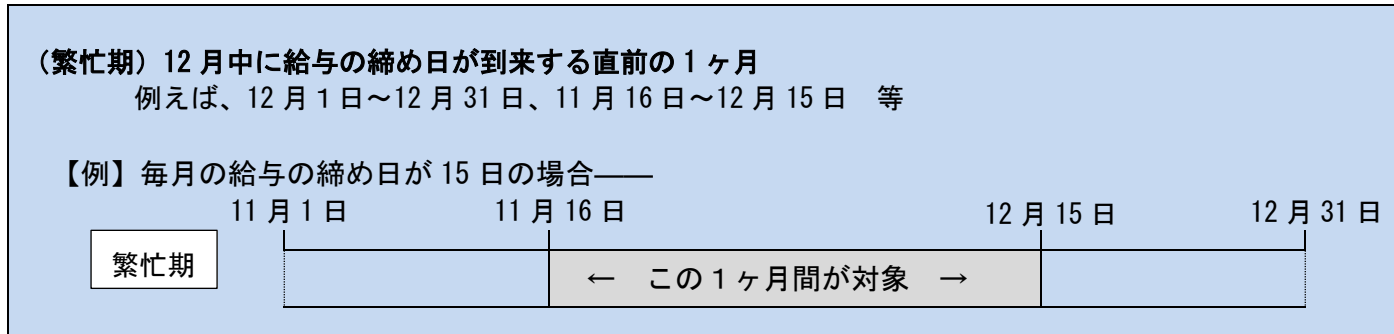
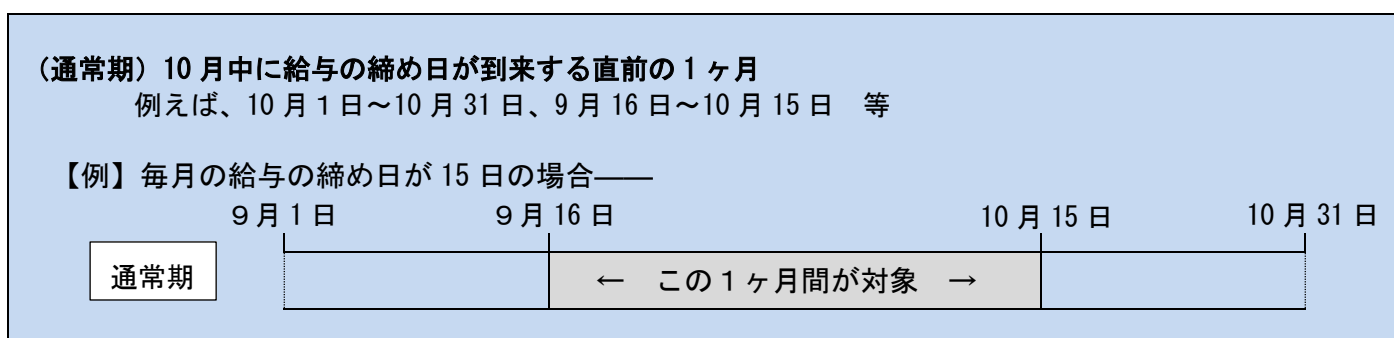
- 自動車運転者調査票を自動車運転者にお渡しいただく際に、対象者には次の2点をお伝えください。

- ① 貴営業所の主たる事業内容が「タクシー事業」と「ハイヤー事業」どちらであるか
- ② 対象となる自動車運転者の勤務形態が「日勤勤務」と「隔日勤務」どちらであるか

- 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者から直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、貴営業所で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡しください。
- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは所属先の営業所に連絡させていただきます。

### (5) 通常期や繁忙期の考え方について

- 事業者調査票の「問2」において、自動車運転者の2019年の拘束時間等について尋ねる質問があります。「通常期」は2019年10月における状況を、「繁忙期」は2019年12月における状況を記入してください。
- 「通常期」の10月や「繁忙期」の12月の考え方は、以下のとおりです。



### 3. 記入時の注意事項について

#### ① 選択肢式の質問

(2) 主たる事業内容\* (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 一般乗用旅客自動車運送業 (タクシー事業)
- ② 一般乗用旅客自動車運送業 (ハイヤー事業)
3. その他 (具体的に：

「あてはまるもの一つに○をしてください」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○を付けてください」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。

## ②記入欄に数字を記入する質問

### (3) 従業員数及び自動車運転者数\*

① 営業所全体の従業員数

	1	5	人
--	---	---	---

② (上記①のうち) 自動車運転者

		7	人
--	--	---	---

記入欄に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。  
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

## ③選択肢の横に記入欄のある質問

問3-1 「日勤勤務者の1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると思われるもの全てに○をしてください

1. 「13時間以内」が基本とされていること

(適切と思う時間:  時間  分)

② 延長する場合「16時間」が限度であること

(適切と思う時間:  時間  分)

3. その他 ( )

あてはまるものに○を付けた上で、記入欄に具体的な数字を記入してください。

## ④自由記述式の質問

問7 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

### 参考：ヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から営業所の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対してヒアリングを行いたい旨を連絡します。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に連絡先を確認した上でヒアリング対象者に対して直接連絡し、ヒアリングの日時を調整します。
- ・ ヒアリングについては、原則、電話で実施予定ですが、対象者の都合に応じて Skype、テレビ会議等を使用します。

# ハイヤー・タクシー事業者調査票

## I. 貴営業所の概要について

問1 貴営業所について、次の(1)～(12)をご回答ください。

※ 問1はこの調査票を受け取った時点の状況をご回答ください((2)を除く)。

(1) 貴営業所の所在地

( ) 都・道・府・県

(2) 主たる事業内容※ (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 一般乗用旅客自動車運送業 (タクシー事業)
2. 一般乗用旅客自動車運送業 (ハイヤー事業)
3. その他 (具体的に: )

※ 主たる事業内容の選定基準は2019年1～12月の売上高が大きい事業としてください。

(3) 従業員数及び自動車運転者数※

- ① 営業所全体の従業員数    人
- ② (上記①のうち) 自動車運転者    人

※ 「契約社員」、「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数をご記入ください。

(4) タクシー・ハイヤー別の自動車運転者 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

	タクシー専任	ハイヤー専任	タクシー・ハイヤー兼任
① 日勤勤務※ <sup>1</sup> 者	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
② (上記①のうち) 主に車庫待ち等※ <sup>3</sup> の運転者	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
③ 隔日勤務※ <sup>2</sup> 者	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
④ (上記③のうち) 主に車庫待ち等※ <sup>3</sup> の運転者	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

※<sup>1</sup> 日勤勤務とは、一労働日の勤務を一勤務で行う勤務形態をいいます。

※<sup>2</sup> 隔日勤務とは、二労働日の勤務を一勤務にまとめて連続して行う勤務をいいます。

※<sup>3</sup> 車庫待ち等とは、車庫等に待機し、顧客需要に応じて出庫する営業形態をいいます。駅待ち等は車庫待ち等に含まれます。

(5) 給与体系別の自動車運転者数 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

- ① 固定給（基本給）のみ 

--	--	--

 人
- ② 固定給（基本給）と歩合給 

--	--	--

 人
- ③ 歩合給のみ（完全歩合給） 

--	--	--

 人

(6) 保有する車両の台数 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

- ① 車両の総数 

--	--	--

 台
- ② 内訳（車両の種類）
- (a) タクシー車両 

--	--	--

 台
- (b) ハイヤー車両 

--	--	--

 台
- ③ 内訳（タコグラフの搭載状況）
- (a) アナログタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台
- (b) デジタルタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台

(7) 運行管理に従事する者の数 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

- ① 運行管理者 

--	--	--

 人
- ② 運行管理者の補助者 

--	--	--

 人

(8) 国土交通省が創設した自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」の申請を行いますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 申請する（申請した）
2. 申請しない
3. 未定

(9) 労働組合の有無（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある
2. 過半数組合ではないが組合がある
3. 労働組合はない

(10) 時間外労働及び休日労働の限度を定める労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36 協定）を締結していますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 締結している
2. 締結していない

(11) 日勤勤務<sup>※1</sup>者の 1 ヶ月の拘束時間について、改善基準告示では 299 時間を限度とする一方で、車庫待ち等<sup>※2</sup>の運転者に関しては書面による労使協定を締結した場合、拘束時間を 322 時間まで延長することができます。当該告示内容を基に、日勤勤務<sup>※1</sup>者の拘束時間を延長していますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 拘束時間を延長している
2. 拘束時間を延長していない

※1 日勤勤務とは、一労働日で行う勤務を一勤務で行う勤務形態をいいます。

※2 車庫待ち等とは、車庫等に待機し、顧客需要に応じて出庫する営業形態をいいます。駅待ちは車庫待ち等に含まれます。

(12) 隔日勤務<sup>※</sup>者の 1 ヶ月の拘束時間について、改善基準告示では 262 時間を限度とする一方で、書面による労使協定を締結した場合、拘束時間を 270 時間まで延長することができます。当該告示内容を基に、隔日勤務<sup>※</sup>者の拘束時間を延長していますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 拘束時間を延長している
2. 拘束時間を延長していない

※ 隔日勤務とは、二労働日の勤務を一勤務にまとめて連続して行う勤務をいいます。

## II. 自動車運転者の拘束時間等について

問2 調査対象営業所の自動車運転者全員の拘束時間等について、2019年の状況<sup>※1、2</sup>をご回答ください。

※1 2019年10月（通常期）及び2019年12月（繁忙期）の考え方については『自動車運転者の労働時間等に係る実態調査』（事業者調査）ご協力をお願いをご覧ください。

※2 回答欄が空欄の場合はお電話にて照会させていただくことがあります。

### （1）日勤勤務者について

① 通常期<sup>※1</sup>と繁忙期<sup>※1</sup>の始業から終業までの1日<sup>※2</sup>の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

#### 始業から終業までの1日<sup>※2</sup>の拘束時間別の自動車運転者数

	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
(a) 13時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
(b) 13時間超～16時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
(c) 16時間超～18時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
(d) 18時間超	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

※1 通常期と繁忙期の例——

（通常期）10月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月 【例】10月1日～10月31日、9月16日～10月15日等

（繁忙期）12月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月 【例】12月1日～12月31日、11月16日～12月15日等

※2 通常期については平均的な業務量である日、繁忙期については最も業務量が多いと思われる日についてお答えください。なお、平均的な業務量である日・最も業務量が多いと思われる日を決定できない場合は、該当する月の「第一営業日」についてお答えいただいても結構です（以下の項目について同じ）。

通常期と繁忙期の第一営業日の例——

（通常期）10月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が10月1日～10月31日の場合は10月1日

（繁忙期）12月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が12月1日～12月31日の場合は12月1日

② 上記①で計算の対象とした日の始業時間から起算した24時間以内の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

#### 始業時間から起算した24時間以内の拘束時間別の自動車運転者数

	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
(a) 13時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
(b) 13時間超～16時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
(c) 16時間超～18時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
(d) 18時間超	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人



- ③ 通常期と繁忙期の 1ヶ月の拘束時間※（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

1ヶ月の拘束時間※別の自動車運転者数

2019年10月（通常期）

2019年12月（繁忙期）

(a) 275 時間未満	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
(b) 275 時間以上～299 時間以下	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
(c) 299 時間超～322 時間以下	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
(d) 322 時間超	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

※ 「1ヶ月の拘束時間」とは、始業から終業までの時間を1ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。

- ④ 2019年1～12月の1年間の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

1年間の拘束時間別の自動車運転者数

(a) 3,300 時間未満	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
(b) 3,300 時間以上～3,588 時間以下	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
(c) 3,588 時間超～3,864 時間以下	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
(d) 3,864 時間超	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

- ⑤ 上記①で計算の対象とした日の時間外労働時間<sup>※1, 2</sup>（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

1日の時間外労働時間<sup>※1, 2</sup>別の自動車運転者数

2019年10月（通常期）

2019年12月（繁忙期）

(a) 時間外労働なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(b) 1時間未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(c) 1時間以上～4時間以下	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(d) 4時間超～7時間以下	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(e) 7時間超	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

※1 「時間外労働時間」とは、法定外労働時間のことを意味します。

例) 通常、午前9時～午後6時(昼休憩1時間)勤務の者が午後8時まで勤務した場合、午前9時から午後6時までの(昼休憩1時間を除く)8時間が法定内労働時間、午後6時から午後8時までの2時間が法定外労働時間です。

※2 貴社の定める残業時間ではありませんのでご注意ください。

- ⑥ 上記①で計算の対象とした日の休憩時間<sup>※</sup>（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

1日の休憩時間<sup>※</sup>別の自動車運転者数

2019年10月（通常期）

2019年12月（繁忙期）

(a) 休憩なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(b) 1時間以下	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(c) 1時間超	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

※ 「休憩時間」とは、法定の休憩時間のことを意味します。労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩を与えなければならない、と定められています。

⑦ 上記③で計算の対象とした1ヶ月における1日の拘束時間※が16時間を超えた回数（それぞれの回数に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

16時間を超えた1ヶ月あたりの回数別の自動車運転者数

	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）						
(a) 0回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(b) 1回～3回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(c) 4～6回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(d) 7回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(e) 8回以上	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			

※ ここで記載する「1日の拘束時間」は、各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）ではなく、始業時間から起算した24時間以内の拘束時間としてください。

⑧ 法定休日※を定めていますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 定めている
2. 定めていない

※ 「法定休日」とは、労働基準法により義務付けられている休日で、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。

⑧で「1. 定めている」と回答した方にお尋ねします。

⑧-1 上記③で計算対象とした1ヶ月における法定休日労働※の回数（それぞれの回数に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

法定休日労働※回数別の自動車運転者数

	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）						
(a) 0回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(b) 1回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(c) 2回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(d) 3回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
(e) 4回以上	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			

※ 「法定休日労働」とは、法定休日に行う労働をいいます。

(2) 隔日勤務者について

- ① 通常期<sup>※1</sup>と繁忙期<sup>※1</sup>の2暦日<sup>※2</sup>の拘束時間<sup>※3</sup> (それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください)  
 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

2暦日<sup>※2</sup>の拘束時間<sup>※3</sup>別の自動車運転者数

2019年10月(通常期)

2019年12月(繁忙期)

(a) 21時間未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(b) 21時間以上～24時間以下	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(c) 24時間超	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

※1 通常期と繁忙期の例――

(通常期) 10月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月【例】10月1日～10月31日、9月16日～10月15日等  
 (繁忙期) 12月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月【例】12月1日～12月31日、11月16日～12月15日等

※2 2暦日の起算日について、通常期は平均的な業務量である暦日、繁忙期については最も業務量が多いと思われる暦日を起算日としてお答えください。なお、平均的な業務量である暦日・最も業務量が多いと思われる暦日が決定できない場合は、該当する月の「第一営業日」を起算日としてお答えいただいても結構です(以下の項目について同じ)。

通常期と繁忙期の第一営業日から起算した2暦日の例――

(通常期) 10月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が10月1日～10月31日の場合は10月1日～2日  
 (繁忙期) 12月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が12月1日～12月31日の場合は12月1日～2日

※3 「2暦日の拘束時間」とは、2暦日にまたがる勤務における始業から終業までの拘束時間をいいます。

- ② 通常期と繁忙期の1ヶ月の拘束時間 (それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください) ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1ヶ月の拘束時間別の自動車運転者数

2019年10月(通常期)

2019年12月(繁忙期)

(a) 262時間未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(b) 262時間以上～270時間以下	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(c) 270時間超～290時間以下	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(d) 290時間超	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

- ③ 2019年1～12月の1年間の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

1年間の拘束時間別の自動車運転者数

- |                           |                      |                      |                      |   |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---|
| (a) 3,144 時間未満            | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (b) 3,144 時間以上～3,240 時間以下 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (c) 3,240 時間以上～3,480 以下   | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (d) 3,480 時間超             | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |

- ④ 上記①で計算の対象とした2暦日の時間外労働時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

2暦日の時間外労働時間別の自動車運転者数

2019年10月（通常期）

2019年12月（繁忙期）

- |                   |                      |                      |                      |   |                      |                      |                      |   |
|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|---|
| (a) 時間外労働なし       | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (b) 1 時間未満        | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (c) 1 時間以上～4 時間以下 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (d) 4 時間超～7 時間以下  | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (e) 7 時間超         | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |

- ⑤ 上記②で計算の対象とした1ヶ月における2暦日の拘束時間が24時間を超えた回数（それぞれの回数に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

24時間を超えた1ヶ月あたりの回数別の自動車運転者数

2019年10月（通常期）

2019年12月（繁忙期）

- |           |                      |                      |                      |   |                      |                      |                      |   |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|---|
| (a) 0回    | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (b) 1回～3回 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (c) 4～6回  | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (d) 7回    | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |
| (e) 8回以上  | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 人 |

⑥ 法定休日を定めていますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 定めている
2. 定めていない

⑥で「1. 定めている」と回答した方にお尋ねします。

⑥-1 上記②で計算の対象とした1ヶ月における法定休日労働の回数(それぞれの回数に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

法定休日労働回数別の自動車運転者数

2019年10月(通常期)

2019年12月(繁忙期)

(a) 0回

--	--	--	--

 人

--	--	--	--

 人

(b) 1回

--	--	--	--

 人

--	--	--	--

 人

(c) 2回

--	--	--	--

 人

--	--	--	--

 人

(d) 3回

--	--	--	--

 人

--	--	--	--

 人

(e) 4回以上

--	--	--	--

 人

--	--	--	--

 人

### III. 改善基準告示の内容について

#### ■改善基準告示の主な内容

##### 【日勤勤務者について】

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。  
(車庫待ち等の運転者は「勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること」、「1日の拘束時間が16時間を超える回数が1ヶ月について7回以内であること」、「1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠を与えること」の3つの要件を満たす場合、1日の拘束時間を24時間まで延長することができる)
- (2) 1ヶ月の拘束時間は299時間を限度とする。  
(車庫待ち等の運転者の場合は労使協定を結ぶことで322時間まで延長することができる)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

##### 【隔日勤務者について】

- (5) 2暦日の拘束時間は21時間以内とする。また、勤務終了後、休息期間は継続20時間以上とする。  
(車庫待ち等の運転者の場合は「夜間4時間以上の仮眠時間を与えること」により、1ヶ月で7回を上限として、2暦日の拘束時間を24時間まで延長することができる。また、この場合、1ヶ月の拘束時間は262時間又は労使協定により262時間を超え270時間以内で定めた時間に20時間を加えた時間まで延長することができる)
- (6) 1ヶ月の拘束時間は262時間を限度とする。  
(労使協定を結ぶことで、1年のうち6ヶ月までは、1ヶ月270時間まで延長することができる)
- (7) 休息期間は継続20時間以上とする。
- (8) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問3 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目をご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

日勤勤務者	1. 1日の拘束時間 2. 1ヶ月の拘束時間 3. 休息期間 4. 休日労働 5. 日勤として特にない
隔日勤務者	6. 2暦日の拘束時間 7. 1ヶ月の拘束時間 8. 休息期間 9. 休日労働 10. 隔日勤務として特にない

ここからの質問（問3-1～問3-8）は、問3で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく 質問	チェック欄 (回答対象に☑を ご記入ください)
問3で「1. (日勤勤務者の) 1日の拘束時間」を選択した方	問3-1	<input type="checkbox"/>
「2. (日勤勤務者の) 1ヶ月の拘束時間」を選択した方	問3-2	<input type="checkbox"/>
「3. (日勤勤務者の) 休息期間」を選択した方	問3-3	<input type="checkbox"/>
「4. (日勤勤務者の) 休日労働」を選択した方	問3-4	<input type="checkbox"/>
「6. (隔日勤務者の) 2暦日の拘束時間」を選択した方	問3-5	<input type="checkbox"/>
「7. (隔日勤務者の) 1ヶ月の拘束時間」を選択した方	問3-6	<input type="checkbox"/>
「8. (隔日勤務者の) 休息期間」を選択した方	問3-7	<input type="checkbox"/>
「9. (隔日勤務者の) 休日労働」を選択した方	問3-8	<input type="checkbox"/>

(問3で「5. 日勤として特にない」や「10. 隔日勤務として特にない」を選択した方は、問4にお進みください。)

問3で「1. (日勤勤務者の) 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-1 「日勤勤務者の1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「13時間以内」が基本とされていること  
(適切と思う時間：  時間  分)
2. 延長する場合「16時間」が限度であること  
(適切と思う時間：  時間  分)
3. その他 (  )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。



問3で「2. (日勤勤務者の) 1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-2 「日勤勤務者の1ヶ月の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「299時間」が限度であること (適切と思う時間:  時間)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「3. (日勤勤務者の) 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問3-3 「日勤勤務者の休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間:  時間  分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「4. (日勤勤務者の) 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問3-4 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度:  週間に  回)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「6. (隔日勤務者の) 2 暦日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-5 「隔日勤務者の2 暦日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「21 時間」以内であること (適切と思う時間:   時間   分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「7. (隔日勤務者の) 1 ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-6 「隔日勤務者の1 ヶ月の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「262 時間」が限度であること (適切と思う時間:    時間)
2. 延長する場合「270 時間」が限度であること (適切と思う時間:    時間)
3. 延長する場合でも、1 年のうち延長可能な月数は「6 ヶ月」までであること (適切と思う月数:   ヶ月)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「8. (隔日勤務者の) 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問3-7 「隔日勤務者の休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「20時間」以上であること (適切と思う時間:   時間   分)
2. その他 (  )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「9. (隔日勤務者の) 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問3-8 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること  
(適切と思う頻度:  週間に  回)
2. その他 (  )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問4 日勤勤務、隔日勤務、車庫待ち含め、問題と考える点を自由にご記入ください。

## IV. その他

問5 改善基準告示を遵守することが難しい理由をお教えてください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 自動車運転者の営業収入や歩合の体系によって運行が左右されてしまうため
2. 自動車運転者が指示通りに運行しないため
3. 自社側の労働時間管理が正確ではないため
4. 自動車運転者が運転日報を正確に記入していないため
5. 自動車運転者の労働時間が道路渋滞の状況に左右されてしまうため
6. お客様の都合によるため
7. 改善基準告示が複雑すぎて、ハイヤー・タクシーの運行管理の実情に合っていないから
8. その他
9. 改善基準告示を遵守する上で、特に難しいことはない

(具体的に1～8の内容についてご記入ください。)

問6 自動車運転者の過労防止のため、事業者として改善基準告示の規制を強めた方が良いと考える項目はありますか。(あてはまるもの三つまでに○をしてください)

日勤勤務者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1日の拘束時間</li> <li>2. 1ヶ月の拘束時間</li> <li>3. 休息期間</li> <li>4. 休日労働</li> <li>5. 日勤として特にない</li> </ol>
隔日勤務者	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. 2暦日の拘束時間</li> <li>7. 1ヶ月の拘束時間</li> <li>8. 休息期間</li> <li>9. 休日労働</li> <li>10. 隔日勤務として特にない</li> </ol>

問7 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

#### V. 照会先（回答者）について

※ 内容の正確を期すために連絡することがございますので必ずご記入ください。

ご氏名		電話番号	
営業所名・ 部署名		メールアドレス	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**厚生労働省委託事業**  
**「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(ハイヤー・タクシー自動車運転者調査)**  
**ご協力をお願い**

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

## 1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は長時間労働の実態にあり、今般、過労死の発生を防止する観点から、自動車運転者の労働時間等の基準(改善基準告示)を見直すことになりました。
- ・ この調査結果は、自動車運転者である皆さんの働き方をより良いものにするためにはどうすればよいかを検討していくため、国で行う専門家による会議の検討資料として活用されますので、ご多用の折に恐れ入りますが、この調査へのご協力をよろしくお願いいたします。
- ・ なお、この調査は、すべての都道府県から無作為に選定したハイヤー・タクシー事業者を対象に、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施致します。
- ・ この調査は無記名で実施しますので、ご回答者のお名前といった個人が特定されるような情報が公表されることはございません。また、所属先の営業所にご回答内容を共有することはございませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

本調査にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

## 2. 回答にあたって

### (1) 調査概要及び実施方法

- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。なお、このページは切り離さずにそのまま返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID : XXXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

### (2) 提出期限

**2020年11月30日(月)**

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

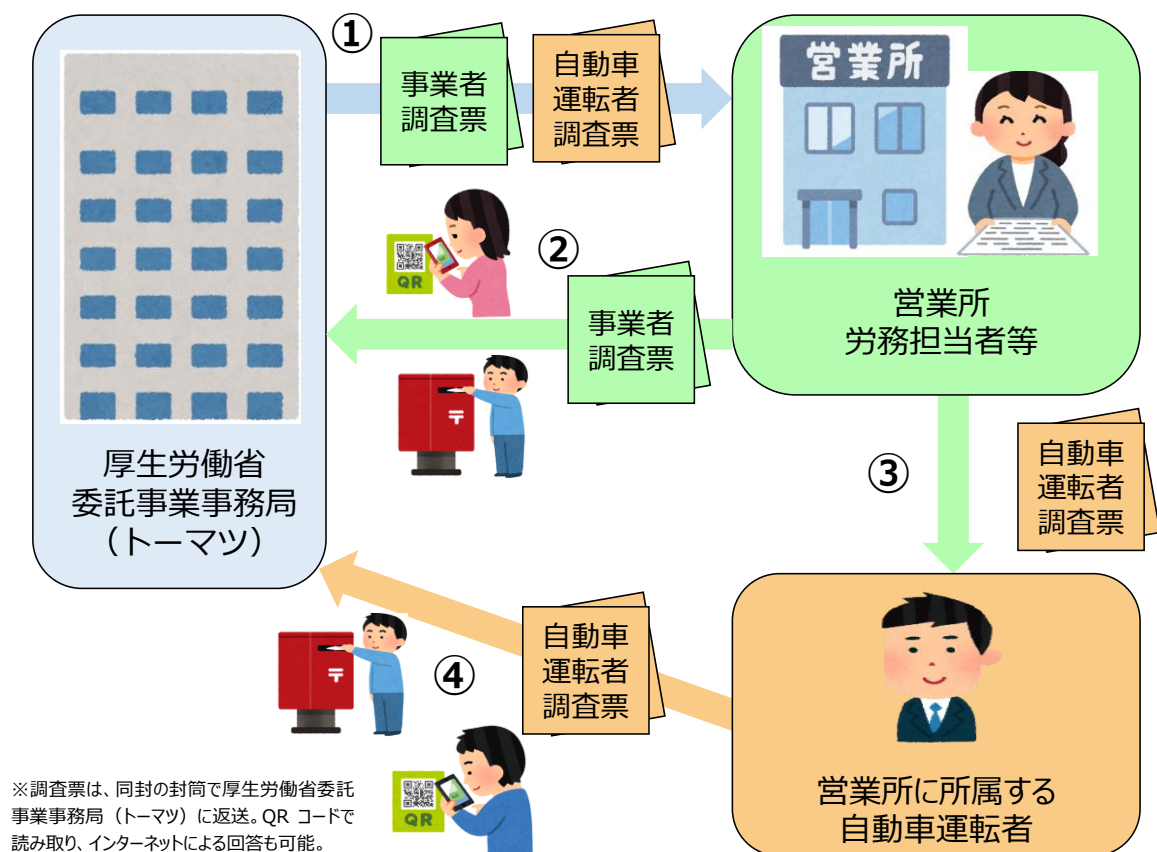
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

電話 : ●●●●●● (平日 : 10時~17時)

Eメール : ●●●●●●@tohatsu.co.jp

### (3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、営業所の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送ります。

#### 【事業者が行うこと】

- ② 労務担当者等は、事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送ります。
- ③ 労務担当者等が、選定条件に合致した自動車運転者に対し、自動車運転者調査票（封筒含む）を渡し、記入をお願いします。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を渡された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付（※）します。
- （※）QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能です。

#### 【留意事項】

- あなたが記入した調査票は、労務担当者等に渡さず、トーマツに直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）してください。
- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合があります。その場合は、まずは所属先の営業所の労務担当者等に連絡させていただきます。





#### ④選択肢の横に記入欄のある質問

問 16-1 「日勤勤務<sup>※1</sup>者の1日の拘束時間<sup>※2</sup>」について、どのよ  
てはまるもの全てに○をしてください)

あてはまるものに○を付けた  
上で、記入欄に具体的な数字  
を記入してください。

1. 「13 時間以内」が基本とされていること

(適切と思う時間 :  時間  分)

② 延長する場合「16 時間」が限度であること

(適切と思う時間 :  時間  分)

3. その他 ( )

#### ⑤自由記述式の質問

問 22 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

文字数に決まりはありません  
ので、枠内に簡潔に記述して  
ください。

# ハイヤー・タクシー自動車運転者調査票

あなたが本調査票で回答する対象は次のどれにあたりますか。所属先の営業所から指示のあったものをお答えください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 日勤・タクシー | 2. 日勤・ハイヤー |
| 3. 隔勤・タクシー | 4. 隔勤・ハイヤー |

※ 所属先の営業所から回答する対象について指示がない場合は労務担当者等に確認の上、ご回答ください。  
※ 「2. 日勤・ハイヤー」 もしくは 「4. 隔勤・ハイヤー」 を○で囲んだ方は、I、IIのみお答えください。

## I. あなたご自身について

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。

(1) 性別 (あてはまるもの一つに○をしてください)

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

(2) 年齢 (あてはまるもの一つに○をしてください)

- |             |             |            |
|-------------|-------------|------------|
| 1. 18～19 歳  | 2. 20～24 歳  | 3. 25～29 歳 |
| 4. 30～34 歳  | 5. 35～39 歳  | 6. 40～44 歳 |
| 7. 45～49 歳  | 8. 50～54 歳  | 9. 55～59 歳 |
| 10. 60～64 歳 | 11. 65～69 歳 | 12. 70 歳以上 |

問2 あなたの雇用形態をお答えください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1. 正規雇用者* | 2. それ以外 |
|-----------|---------|

※ 企業に直接雇用されており、雇用期間に定めがないフルタイムの従業員

問3 現在の勤務先での勤続年数\*をお答えください。

|  年

※ 月数は切上げて記入してください。

問4 これまでの自動車運転者としての経験年数\*をお答えください。(他社での経験も含みます)

|  年

※ 他社での経験も含め、トラック、バス等の経験年数も含めて記入してください。

※ 月数は切上げて記入してください。

問5 あなたは主に車庫待ち等の運転者※ですか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. はい
2. いいえ

※ 車庫等に待機し、顧客需要に応じて勤務する運転者をいいます。駅待ちも含まれます。

問6 あなたの主な勤務時間帯をお答えください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 所定労働時間※<sup>1</sup>内に深夜業※<sup>2</sup>(午後10時～午前5時)が含まれる
2. 所定労働時間※<sup>1</sup>内に深夜業※<sup>2</sup>(午後10時～午前5時)が含まれない

※1 会社の就業規則等で決められた通常の労働時間を指します。法律では原則、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはならないとしています。

例) 平日5日間、9時～午後5時30分(昼休憩1時間)勤務の場合、所定労働時間は7.5時間/日、37.5時間/週。

※2 所定労働時間のうち、一部分が午後10時～午前5時の時間帯にかかる場合も含まれます。

問7 所属する営業所における労働組合の有無についてお答えください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 労働組合がある
2. 労働組合はない

問7で「1. 労働組合がある」と回答した方にお尋ねします。

問7-1 あなたは労働組合に加入していますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 労働組合に加入している
2. 労働組合に加入していない

問8 あなたご自身の給与体系をお答えください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 固定給(基本給)のみ
2. 固定給(基本給)と歩合給
3. 歩合給のみ(完全歩合給)

問9 あなたご自身の自動車運転者としての年収<sup>\*1,2</sup>をお答えください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1. 100万円未満          | 2. 100万円以上130万円未満 |
| 3. 130万円以上200万円未満   | 4. 200万円以上400万円未満 |
| 5. 400万円以上600万円未満   | 6. 600万円以上800万円未満 |
| 7. 800万円以上1,000万円未満 | 8. 1,000万円以上      |

※1 年収は2019年1～12月もしくは2019年4月～2020年3月のいずれかの期間にてお答えください。

※2 税金及び社会保険料を含めた額でお答えください。

## II. 疲労度に影響のある事項について

問10 運転業務の疲労度に影響があると思うのは次のうちどれですか。最も強く影響すると思うものをお答えください。(あてはまるもの三つまでに○をしてください)

1. 道路渋滞があること
2. 乗車する車両の性能が低いこと
3. 勤務時間帯が早朝か深夜帯であること
4. 勤務時間帯が不規則であること
5. 勤務シフトが直近まで決まらないこと
6. 営業収入、売上の状況が振るわないこと
7. 自身の加齢
8. 会社までの通勤時間(自家用車)が長いこと
9. 会社までの通勤時間(公共交通機関)が長いこと
10. 直近の睡眠時間が少ないこと
11. 食事や運動等の生活習慣が乱れていること
12. 息抜きや趣味活動、家族とのだんらん等の時間が少ないこと
13. その他 ( )

問11 衝突被害軽減ブレーキ等の機能向上などによってあなたが運転する車両の性能が向上することは、疲労度の軽減にどの程度影響があると思いますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. とても影響があると思う
2. やや影響があると思う
3. どちらともいえない
4. あまり影響はないと思う
5. 全く影響はないと思う

### III. 休息期間の過ごし方について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、例年と比較して 2020 年に業務量が大きく変化した自動車運転者の方が多くいるため、調査対象期間を 1 年前の 2019 年としています。覚えている範囲でお答えください。

問 12 2019 年の 1 月から 12 月までにおいて最も忙しかった日の休息期間<sup>※1、2</sup>についてうかがいます。

(1) その日の休息期間<sup>※1、2</sup>はどの程度の時間でしたか。覚えている範囲で、おおよその時間をお答えください。

		時間			分
--	--	----	--	--	---

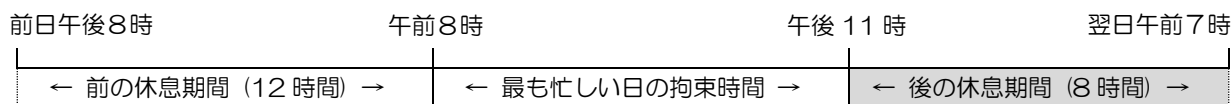
(2) あなたは、上記の休息期間<sup>※1、2</sup>をどのように過ごしましたか。覚えている範囲で、次の①～⑥にかかるおおよその時間をお答えください。<sup>※3</sup>

① 通勤時間（行きにかかった時間）		時間		分
② 通勤時間（帰りにかかった時間）		時間		分
③ 食事時間		時間		分
④ 睡眠時間		時間		分
⑤ 余暇時間 <sup>※4</sup>		時間		分
⑥ その他		時間		分

※1 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。なお、長距離・中距離運行の場合は帰庫してから次の出庫までをいいます。

※2 最も忙しい日の前後の休息期間のうち、より短い休息期間を選んでください。

例) 以下の場合は最も忙しい日の後の休息期間（8時間）が回答対象



※3 ①～⑥の時間の合計が(1)の時間と同じになるようにお答えください。

※4 余暇時間とは、家事や食事、睡眠等の生活維持に必要な時間を除いた自由に使える時間をいいます。

#### IV. 改善基準告示の認識等について

問 13 自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るために、拘束時間等の基準を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」と言います）があります。あなたは、改善基準告示の内容をご存じですか。改善基準告示の（１）～（１０）の内容について、あてはまるものをお答えください。（それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください）

	知っている	知らない
（１） タクシーの日勤勤務 <sup>※1</sup> 者の「１日の拘束時間 <sup>※2</sup> 」は、13 時間以内を基本とし、延長は 16 時間が限度であること	1	2
（２） 上記（１）について、車庫待ち等 <sup>※3</sup> の運転者の場合、1 日の拘束時間 <sup>※2</sup> は 24 時間まで延長できること <sup>※4</sup>	1	2
（３） タクシーの日勤勤務 <sup>※1</sup> 者の「1 ヶ月の拘束時間 <sup>※5</sup> 」は、299 時間が限度であること	1	2
（４） 上記（３）について、車庫待ち等 <sup>※3</sup> の運転者の場合、労使協定 <sup>※6</sup> を締結すれば、322 時間まで延長できること	1	2
（５） タクシーの日勤勤務 <sup>※1</sup> 者の「休息期間 <sup>※7</sup> 」は、継続8時間以上必要であること	1	2
（６） タクシーの隔日勤務 <sup>※8</sup> 者の「2 暦日 <sup>※9</sup> の拘束時間 <sup>※10</sup> 」は、21 時間以内であること	1	2
（７） 上記（６）について、車庫待ち等 <sup>※3</sup> の運転者の場合、1 ヶ月で7回を上限として、2 暦日 <sup>※9</sup> の拘束時間 <sup>※10</sup> を 24 時間まで延長できること <sup>※11、※12</sup>	1	2
（８） タクシーの隔日勤務 <sup>※8</sup> 者の「1 ヶ月の拘束時間 <sup>※5</sup> 」は、262 時間が限度であり、労使協定 <sup>※6</sup> を締結すれば、1 年のうち6ヶ月までは、270 時間まで延長できること	1	2
（９） タクシーの隔日勤務 <sup>※8</sup> 者の「休息期間 <sup>※7</sup> 」は、継続 20 時間以上必要であること	1	2
（10） 日勤勤務 <sup>※1</sup> 者・隔日勤務 <sup>※8</sup> 者共に、「休日労働 <sup>※13</sup> 」は2週間に1回が限度であること	1	2

※1 日勤勤務とは、1 日の勤務形態をいいます。

※2 1 日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

※3 車庫待ち等とは、車庫等に待機し、顧客需要に応じて出庫する営業形態をいいます。駅待ちも含まれます。

※4 「勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること」「1 日の拘束時間が 16 時間を超える回数が 1 ヶ月について 7 回以内であること」「1 日の拘束時間が 18 時間を超える場合には、夜間 4 時間以上の仮眠を与えること」の 3 つの要件を満たす場合に限りです。

※5 1 ヶ月の拘束時間とは、始業から終業までの時間を 1 ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。

※6 労使協定とは、労働者の代表と使用者との書面による協定をいいます。

※7 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

※8 隔日勤務とは、2 労働日の勤務を 1 勤務でまとめて連続しておこなう勤務形態をいいます。

※9 暦日とは、こよみで定められた 1 日をいいます。

※10 2 暦日の拘束時間とは、2 暦日にまたがる勤務における始業から終業までの拘束時間をいいます。

※11 夜間 4 時間以上の仮眠時間を与えることが必要です。

※12 この場合、1 ヶ月の拘束時間の上限を、262 時間又は労使協定により 262 時間を超え 270 時間以内で定めた時間に 20 時間を加えた時間まで延長することができます。

※13 休日労働とは、労働基準法に定める休日（毎週 1 日又は 4 週 4 日）における労働をいいます。

## V. 拘束時間等の状況と改善基準告示の内容について

(2019年当時のことをお尋ねします。)

問 14 2019年12月頃の最も忙しかった時期の拘束時間について、覚えている範囲で、おおよその時間をお答えください。

(あなたが日勤勤務の場合)

(1) 最も長かった1日の拘束時間<sup>※1</sup>

		時間			分
--	--	----	--	--	---

(2) 1ヶ月の拘束時間<sup>※2</sup>

			時間			分
--	--	--	----	--	--	---

(あなたが隔日勤務の場合)

(3) 最も長かった2暦日の拘束時間<sup>※3</sup>

		時間			分
--	--	----	--	--	---

(4) 1ヶ月の拘束時間<sup>※2</sup>

			時間			分
--	--	--	----	--	--	---

※1 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

※2 1ヶ月の拘束時間とは、始業から終業までの時間を1ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。

※3 2暦日の拘束時間とは、2暦日にまたがる勤務における始業から終業までの拘束時間をいいます。

問 15 次の各種時間のうち、問 14 で回答した(1)及び(3)の拘束時間に含まれていないものがありますか。含まれていないものを選択した上で、それにかけた時間をお答えください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

- |            |          |  |  |    |  |  |    |
|------------|----------|--|--|----|--|--|----|
| 1. 始業点呼時間  | (かかった時間： |  |  | 時間 |  |  | 分) |
| 2. 納金時間    | (かかった時間： |  |  | 時間 |  |  | 分) |
| 3. 洗車時間    | (かかった時間： |  |  | 時間 |  |  | 分) |
| 4. 車両点検時間  | (かかった時間： |  |  | 時間 |  |  | 分) |
| 5. 終業点呼時間  | (かかった時間： |  |  | 時間 |  |  | 分) |
| 6. その他 ( ) | (かかった時間： |  |  | 時間 |  |  | 分) |

(ここからは改善基準告示についてお尋ねします。改善基準告示の主な内容は問 13 をご参考ください。)

問 16 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目をお答えください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

日勤勤務 <sup>※1</sup> 者	1. 1日の拘束時間 <sup>※2</sup> 2. 1ヶ月の拘束時間 <sup>※3</sup> 3. 休息期間 <sup>※4</sup> 4. 休日労働 <sup>※5</sup> 5. 日勤勤務 <sup>※1</sup> として特にな 6. 日勤勤務 <sup>※1</sup> として問題があるか分からない
隔日勤務 <sup>※6</sup> 者	7. 2暦日 <sup>※7</sup> の拘束時間 <sup>※8</sup> 8. 1ヶ月の拘束時間 <sup>※3</sup> 9. 休息期間 <sup>※4</sup> 10. 休日労働 <sup>※5</sup> 11. 隔日勤務 <sup>※6</sup> として特にな 12. 隔日勤務 <sup>※6</sup> として問題があるか分からない

※1 日勤勤務とは、1日の勤務形態をいいます。

※2 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻)をいいます。

※3 1ヶ月の拘束時間とは、始業から終業までの時間を1ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。

※4 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

※5 休日労働とは、労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働をいいます。

※6 隔日勤務とは、2労働日の勤務を1勤務でまとめて連続しておこなう勤務形態をいいます。

※7 暦日とは、こよみで定められた1日をいいます。

※8 2暦日の拘束時間とは、2暦日にまたがる勤務における始業から終業までの拘束時間をいいます。



ここからの質問（問 16-1～問 16-8）は、問 16 で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく 質問	チェック欄 (回答対象に☑を ご記入ください)
問 16 で「1. (日勤勤務者の) 1 日の拘束時間」を選択した方	問 16-1	<input type="checkbox"/>
「2. (日勤勤務者の) 1 ヶ月の拘束時間」を選択した方	問 16-2	<input type="checkbox"/>
「3. (日勤勤務者の) 休息期間」を選択した方	問 16-3	<input type="checkbox"/>
「4. (日勤勤務者の) 休日労働」を選択した方	問 16-4	<input type="checkbox"/>
「7. (隔日勤務者の) 2 暦日の拘束時間」を選択した方	問 16-5	<input type="checkbox"/>
「8. (隔日勤務者の) 1 ヶ月の拘束時間」を選択した方	問 16-6	<input type="checkbox"/>
「9. (隔日勤務者の) 休息期間」を選択した方	問 16-7	<input type="checkbox"/>
「10. (隔日勤務者の) 休日労働」を選択した方	問 16-8	<input type="checkbox"/>

(問 16 で「5. 日勤勤務として特にない」、「6. 日勤勤務として問題があるか分からない」、「11. 隔日勤務として特にない」、「12. 隔日勤務として問題があるか分からない」を選択した方は、問 17 にお進みください。)

問 16 で「1. 日勤勤務者の 1 日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-1 「日勤勤務<sup>※1</sup>者の 1 日の拘束時間<sup>※2</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

- 「13 時間以内」が基本とされていること  
(適切と思う時間：  時間  分)
- 延長する場合「16 時間」が限度であること  
(適切と思う時間：  時間  分)
- その他 ( )

※1 日勤勤務とは、1 日の勤務形態をいいます。

※2 1 日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

問 16 で「2. (日勤勤務者の) 1 ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-2 「日勤勤務<sup>※1</sup>者の 1 ヶ月の拘束時間<sup>※2</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

- 「299 時間」が限度であること (適切と思う時間：  時間)
- その他 ( )

※1 日勤勤務とは、1 日の勤務形態をいいます。

※2 1 ヶ月の拘束時間とは、始業から終業までの時間を 1 ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。

問 16 で「3. (日勤勤務者の) 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-3 「日勤勤務<sup>※1</sup>者の休息期間<sup>※2</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間:  時間  分)
2. その他 ( )

※1 日勤勤務とは、1日の勤務形態をいいます。

※2 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

問 16 で「4. (日勤勤務者の) 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問 16-4 「日勤勤務<sup>※1</sup>者の休日労働<sup>※2</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働<sup>※2</sup>は「2週間に1回」が限度であること  
(適切と思う頻度:  週間に  回)
2. その他 ( )

※1 日勤勤務とは、1日の勤務形態をいいます。

※2 休日労働とは、労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働をいいます。

問 16 で「7. (隔日勤務者の) 2暦日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-5 「隔日勤務<sup>※1</sup>者の2暦日<sup>※2</sup>の拘束時間<sup>※3</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「21時間」以内であること (適切と思う時間:  時間  分)
2. その他 ( )

※1 隔日勤務とは、2労働日の勤務を1勤務でまとめて連続しておこなう勤務形態をいいます。

※2 暦日とは、こよみで定められた1日をいいます。

※3 2暦日の拘束時間とは、2暦日にまたがる勤務における始業から終業までの拘束時間をいいます。

問 16 で「8. 隔日勤務者の1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-6 「隔日勤務<sup>※1</sup>者の1ヶ月の拘束時間<sup>※2</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。  
(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「262 時間」が限度であること (適切と思う時間: 

--	--	--

 時間)
2. 延長する場合「270 時間」が限度であること (適切と思う時間: 

--	--	--

 時間)
3. 延長する場合でも、1年のうち延長可能な月数は「6ヶ月」までであること  
(適切と思う月数: 

--	--

 ヶ月)
4. その他 ( )

※1 隔日勤務とは、2労働日の勤務を1勤務でまとめて連続しておこなう勤務形態をいいます。

※2 1ヶ月の拘束時間とは、始業から終業までの時間を1ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。

問 16 で「9. (隔日勤務者の) 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-7 「隔日勤務<sup>※1</sup>者の休息期間<sup>※2</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「20 時間」以上であること (適切と思う時間: 

--	--

 時間 

--	--

 分)
2. その他 ( )

※1 隔日勤務とは、2労働日の勤務を1勤務でまとめて連続しておこなう勤務形態をいいます。

※2 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

問 16 で「10. (隔日勤務者の) 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問 16-8 「隔日勤務<sup>※1</sup>者の休日労働<sup>※2</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働は<sup>※2</sup>「2週間に1回」が限度であること  
(適切と思う頻度: 

--

 週間に 

--

 回)
2. その他 ( )

※1 隔日勤務とは、2労働日の勤務を1勤務でまとめて連続しておこなう勤務形態をいいます。

※2 休日労働とは、労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働をいいます。

(問 17 以降は全員にお尋ねします。)

問 17 利用客の需要があるにも関わらず、1ヶ月、1日、2暦日<sup>※1</sup>の拘束時間<sup>※2、3、4</sup>の規制があるために働きたくても働けないという状況を経験したことはありますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. ある
2. ない

※1 暦日とは、こよみで定められた1日をいいます。

※2 1ヶ月の拘束時間とは、始業から終業までの時間を1ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。

※3 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻)をいいます。

※4 2暦日の拘束時間とは、2暦日にまたがる勤務における始業から終業までの拘束時間をいいます。

問 18 あなたは収入を増やすために改善基準告示等の基準を超えても長時間働きたいと考えますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 収入が増えるなら、本当はもっと働きたい
2. 収入が増えたとしても、これ以上は働きたくない
3. 長時間働かなくても一定の収入が確保されるなら、これ以上は働きたくない
4. その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

## VI. その他の事項について

問 19 あなたが改善基準告示を遵守して運転できるような運行計画(交番表、出番表等)を事業主は作成してくれていると思いますか。最もあてはまるものをお答えください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 作成してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 作成してくれていると思わない

問 20 あなたが自動車運転者として働く上で、過労を防止するために改善基準告示の規制を強めた方が良いと考える項目はありますか。(あてはまるもの三つまでに○をしてください)

日勤勤務 <sup>※1</sup> 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1日の拘束時間<sup>※2</sup>の上限時間を短くする</li> <li>2. 1ヶ月の拘束時間<sup>※3</sup>の上限時間を短くする</li> <li>3. 休息期間<sup>※4</sup>の下限時間を長くする</li> <li>4. 休日労働<sup>※5</sup>の上限回数を少なくする</li> <li>5. 日勤勤務<sup>※1</sup>として特にない</li> </ol>
隔日勤務 <sup>※6</sup> 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. 2暦日<sup>※7</sup>の拘束時間<sup>※8</sup>の上限時間を短くする</li> <li>7. 1ヶ月の拘束時間<sup>※3</sup>の上限時間を短くする</li> <li>8. 休息期間<sup>※4</sup>の下限時間を長くする</li> <li>9. 休日労働<sup>※5</sup>の上限回数を少なくする</li> <li>10. 隔日勤務<sup>※6</sup>として特にない</li> </ol>

- ※1 日勤勤務とは、1日の勤務形態をいいます。
- ※2 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。
- ※3 1ヶ月の拘束時間とは、始業から終業までの時間を1ヶ月分そのまま合計した拘束時間をいいます。
- ※4 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。
- ※5 休日労働とは、労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働をいいます。
- ※6 隔日勤務とは、2労働日の勤務を1勤務でまとめて連続しておこなう勤務形態をいいます。
- ※7 暦日とは、こよみで定められた1日をいいます。
- ※8 2暦日の拘束時間とは、2暦日にまたがる勤務における始業から終業までの拘束時間をいいます。

問 21 改善基準告示の見直しにより拘束時間<sup>※1</sup>が短縮されたり、休息期間<sup>※2</sup>が増えたりした場合、あなたにとってどのような利点があると思いますか。また、どのような問題が生じるとと思いますか。

- ※1 拘束時間とは、始業から終業までの時間を意味し、休憩時間（仮眠時間を含む）を含めた時間をいいます。
- ※2 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

問 22 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。